

判例第 41/2021/AL 号¹

事実婚の終了について

2021 年 2 月 23 日に最高人民裁判所裁判官評議会により可決され、最高人民裁判所の長官の 2021 年 3 月 12 日付決定第 42/QĐ-CA 号に従い公表された。

判例の源：

コントウム省における原告たるチャン・ティ・チョン P1、被告たるチャン・チョン P2 及びチャン・チョン P3、関連する権利、義務を有する者の 6 名との間の「相続の遺産及び共有財産の分割についての紛争」という民事事件についてのダナンにおける最高人民裁判所の控訴裁判所による 2010 年 7 月 29 日付第二審の判決第 48/2010/DSPT 号

判例の内容の位置：

「裁判所の認定」という部分の第 3、第 4 段落

判例の内容の概要：

-判例の事実：

男性と女性は夫婦のように同棲し、結婚登録をしなかったが、その後に同棲を解消し、また 1986 年婚姻家族法が有効になる前に、うち一人が他人と夫婦のように同棲する場合、最初の婚姻関係と第 2 回目の婚姻関係は事実婚である。

-法的解決策：

この場合には、最初の事実婚が終了したと認定すべきである。

判例に関連する法令の規定：

-2005 年民法の第 676 条（2015 年民法の第 651 条が対応する）、

-2000 年婚姻家族法の施行についての 2000 年 6 月 9 日付国会の議決第 35/2000/QH10 号、

-2000 年婚姻家族法の諸条項の適用案内についての 2000 年 12 月 23 日付最高人民裁判所の裁判官評議会の議決第 02/2000/NQ-HĐTP 号。

¹（原文注）この判例は、ホーチミン法科大学・民法研究課長・博士・准教授、判例顧問委員会の構成員であるドゥー・ヴァン・ダイ氏によって提案された。

判例のキーワード：

“事実婚”、“事実婚が終了する”。

事件の内容

2004年10月8日付訴状及び訴訟過程における陳述の内容に基づいて、原告たるチャン・ティ・チョン P1（チャン・ティ S が原告の任意代理人である）次のとおりに陳述した。

1969年、チャン・テ T1 とトー・ティ T2 は同棲し始め、チャン・チョン P2 及びチャン・チョン P3 の子どもの2名がいる。1985年、T1 とチャン・ティ S は同棲し、子どものチャン・ティ・チョン P1 がいる。

1987年、K支社の人民委員会はT1にQ区（現在はD区である）における8500m²の庭の土地を交付した。土地を交付された後、T1 と S は S の両親の家に住んでおり、木を植えるためだけその土地を使用した。1993年、T1 は家族の5名が妻の実家に住んでおり、住宅を建てるために土地を交付しようとして申請するという「住宅建設のための土地交付申請書」を提出した。その後、T1 と S はこの土地で家を建てた。2000年、T1 と S は上述の土地に付着する家が T1 と S の財産であるという住宅所有権公認の請求書を提出した。2003年3月26日（旧暦）、T1 は遺言を残せず、死亡し、全ての財産が P2 及び P3 によって管理・使用されてきた。

2004年10月8日、P1 は T1 の遺産分割を請求し、提訴した。2009年4月15日、P1 は豚、鳥、亀及び仏壇に対する遺産分割請求を取り下げ、また裁判所に対して再び土地の測量を請求し、再査定を求めなかった。

*チャン・ティ S はチャン・テ T1 との共有財産分割請求書を提出した。S は次のとおり陳述した。T1 と同棲していた際に、S と T1 は 8500 m² の土地（現在は 6403 m² を残る）の中の面積が 36 m² である土地での第 IV 級の家²の1軒、中国製のバイクの1台、水ポンプの2台、カレーの450 kg、豚の5匹、鳥の70匹、ウサギの22匹、魚を飼う池の一つ、ティーキャビネットの1台を含む共有財産を築いた。S は自己の適切な権利を保護するよう請求した。2009年4月15日付陳述書において、S は裁判所に対して T1 との共有財産を分割する共に、P3、P2 が L 及び C に売却した土地を含む残りの土地という T1 の相続の遺産を分割し、S、P1、P2、P3 の相続分を確定するよう請求した。

²（訳者注）2016年3月10日付建設省の通達第03/2016/TT-BXD号に基づいて発行された「構造の規模による建設工事の分類」についての第2号の付属書によると、第IV級とは、高さが6m以下、床面積が1000m²以下、一階建ての家ということである。

*被告たるチャン・チョン P2 及びチャン・チョン P3 は以下のとおりに陳述した。

上述の財産は、T1 と被告によって築いたものであり、S は貢献しなかったため、S に分割することに同意しない。P1 に相続財産を分割する請求に対して、P1 及び P3 は DNA 鑑定を請求し、法律に基づいて相続の順位を決めるよう請求した。

*関連する権利義務を有する者は以下のとおりに陳述した。

-トー・ティ T2 は次のとおりに陳述した。T2 と T1 は、1969 年に結婚登録をした（結婚登録があったが、紛失した）。T2 と T1 は P2 及び P3 の子どもの 2 名がいる。1982 年、T2 はヴングタウに引越し、チャン・シン D と同棲し、子どもの 3 名がいる。1985 年、T1 と S は同棲をはじめ、2003 年に T1 が死亡したが、この 2 人は共有財産を有する。T1 の遺産を相続する場合、T2 はその相続分を P2、P3 に分けようとする。

-チュー・ディン M は次のとおりに陳述した。T1 は生前に M から 800 万ドンを借りた。P2、P3 はその借金を返済したため、M は何も請求せず、裁判所に法律に基づいて事件を解決するよう提議した。

-ラム・ティ H は次のとおりに陳述した。2002 年、S は家を改造し、P3 の結婚式を準備するために H に 1700 万ドンを借りた。その後、S は H に 800 万ドンを返済し、残りが 900 万ドンであるため、裁判所に対して S に 900 万ドンの返済をさせるよう提議した。

関連する権利義務を有する者であるレー・ヴァン L は、次のとおりに陳述した。1999 年、P2 及び P3 は L に面積が 180 m² である縦の長さが 36m、横の長さが 5m の長方形の土地を譲渡した。L は金銭を全部支払い、土地を使用したから、その土地使用を継続させるよう請求する。

2009 年 10 月 29 日付第一審の判決第 04/2009/DSST 号においてコントゥム省人民裁判所は以下のとおりに決定した。

民事訴訟法第 25 条 5 項に基づいて、2004 年 10 月 8 日付け、2009 年 4 月 15 日に補充されたチャン・ティ・チョン P1 の「相続財産の分割」についての訴状及びチャン・ティ S の「共有財産及び相続遺産分割」の請求書を受理する。

1995 年民法の第 634 条、第 636 条、第 637 条、第 640 条、第 678 条、第 679 条、第 686 条、第 688 条 2 項、第 738 条、第 739 条、第 743 条及び第 238 条、土地法の第 127 条 1 項 b 号に基づいて、以下のとおり決定する。

チャン・ティ S は、面積が 3201.5 m²であり、K 市、D 区、第 1 町、506/25P 号に所在する 155,500,000 ドン相当の土地（側溝の面積を除いた）を分割される。その土地の接する四面は、以下のとおりである。

37.66m の東側は P 路地に接する。

37.66m の西側はゴム農園に接する。

85m の南側は K の土地に接する。

85m の北側は S の土地に接する。

また、面積が 800.37 m²である土地の一筆（側溝の面積を除いた）を分割される。その土地の接する四面は、以下のとおりである。

9.41m の東側は P 路地に接する。

9.41m の西側はゴム農園に接する。

85m の南側は K の土地に接する。

85m の北側は P3 の土地に接する。

この土地は K 市、506/25P 号に所在しており、38,875,000 ドン相当のものである。

S はラム・ティ H に対して 900 万ドルを返済する責任を有する。

チャン・チョン P3 は K 市、D 区、506/25P 号に所在し、面積が 800.37 m²である 38,875,000 ドン相当の土地の一筆（側溝の面積を除いた）を分割される。その土地の接する四面は、以下のとおりである。

9.41m の東側は P 路地に接する。

9.41m の西側はゴム農園に接する。

85m の南側は S の土地に接する。

85m の北側は P1 の土地に接する。

P3 は、1 軒の主屋と 1 軒の附属建物を含む面積が 54.64 m²である 9,027,000 ドン相当の建物の 1 軒、500 万ドル相当の中国製のバイクの 1 台、80 万ドル相当の水ポンプの 2 台及び 500 万ドル相当のカレーの 450 kg を所有している。合計は、19,827,022 ドンである。

P3 は、S に 8,828,628 ドンに返済しなければならない。

*チャン・テイ・チョン P1 は、K 市、D 区、506/25P 号に所在し、面積が 800.37 m²である 38,875,000 ドン相当の土地の一筆（側溝の面積を除いた）を分割される。その土地の接する四面は、以下のとおりである。

9.41m の東側は P 路地に接する。

9.41m の西側はゴム農園に接する。

85m の南側は P3 の家、土地に接する。

85m の北側は P2 の土地に接する。

P1 は、P3 に 4,959,372 ドン、S に 1,875,000 ドンを返済しなければならない。

*チャン・チョン P2 は、K 市、D 区、第 1 町 506/25P 号に所在し、面積が 800.37 m²である 38,875,000 ドン相当の土地の一筆（側溝の面積を除いた）を分割される。その土地の接する四面は、以下のとおりである。

9.41m の東側は P 路地に接する。

9.41m の西側はゴム農園に接する。

85m の南側は P1 の土地に接する。

85m の北側は T の土地に接する。

P2 は、S に 1,875,000 ドン、P3 に 4,959,372 ドンを返済しなければならない。

チャン・テイ S、チャン・チョン P2、チャン・チョン P3 及びチャン・テイ・チョン P1 は、管轄機関で法律に基づいて土地所有権証明書交付申請の手続を行う権利を有する。

なお、第一審の判決は訴訟費用を決め、控訴権について通知した。

2009 年 11 月 11 日、被告たるチャン・チョン P2、チャン・チョン P3 は控訴し、原告の請求を棄却するよう提議した。

2009 年 11 月 12 日、関連する権利義務を有する者であるトー・テイ T2 は、控訴し、原告の請求を棄却するよう提議した。

第二審の公判において審査された事件記録における資料、証拠、各当事者の陳述及び公判における議論の結果に基づいて、以下のとおり認定する。

裁判所の認定

[1] トー・ティ T2 は 1969 年からチャン・テ T1 と同棲し、チャン・チョン P2 及びチャン・チョン P3 という子どもの 2 名がいる。1982 年に T2 はヴングタウに引越し、これまでチャン・シン D と同棲し、子どもの 3 名がいる。

[2] 1985 年から、チャン・テ T1 とチャン・ティ S は同棲し、チャン・ティ・チョン P1 という子どもの 1 名がいる。2003 年 T1 は死亡した。

[3] トー・ティ T2 は結婚登録をせず、T1 と同棲していたが、1982 年にヴングタウに引越し、D と結婚し、子どももできたことを検討した上で、これまで T1 と T2 との事実上の婚姻関係が終了したため、相互に関連する権利義務を有しないため、第一審の判決に基づいて T2 が T1 の遺産を相続できないことは、妥当である。

[4] T2 が T1 との同棲を解消した後、T1 が 1985 年から死亡の時まで S と同棲し、子ども 1 名がいて、適法な共有財産を有することを検討した上で、第一審の判決は事実婚であるから、共有財産の所有持分、相続遺産を相続できると認めるのは妥当である。

[5] P1 が T1 の子どもか否か確認するために DNA 鑑定を請求するという P2、P3 の請求に対しては、鑑定請求を行ったが、現在、我が国の科学では、T1 の遺体から DNA 核を分離することができていないため、鑑定できない。しかしこの前に、チャン・チョン P2、チャン・チョン P3、トー・ティ T2 が、P1 が T1 の子どもであると認める (BL52 号、53 号、56 号) と陳述しており、それは P1 と S の陳述内容と出生届、証人の証言など他の証拠と適合する。そのため、第一審の判決は、P1 が T1 の相続遺産を相続できると認めたのは、根拠があるものとする。

[6] 1987 年にチャン・テ T1 は K 社人民委員会によって K 市、Q 区 (現在は D 区である) における面積が 8500m² である庭の土地を交付され、現在その土地において T1 及び S によって建設された第 IV 級の家及びいずれかの他の共有財産を有していることを検討した。

[7] 各当事者の陳述内容及び事実確認の結果に基づいて、上述の土地を使用していた過程において、T1 と子どもたちが他人に土地の一部を売却した同時に、土地に側溝を据付けたから、土地の面積が若干変更された。地図を含む 2005 年 5 月 12 日付現場検証結果記録調書に基づいて、T1 の家族が管理している土地の面積が 5610 m² であり、P2 が L、C に売却した土地の 540 m² を含み、合計では 6150m² になるということである。それから第一審公判の開催日 (2009 年 10 月 29 日) まで、第一審の裁判所は土地管理公務員を招聘し、紛争となった土地の面積が何 m² 残っているのか確認するための再測量を請求しなかった。2009 年に S は土地再測量請求書を提出したが、第一審の裁判所は再測量を行わず、S、P1、P3、P2 の陳述内容に基づいて T1 と S が築いた財産が 6403m² 残っていると承認し分割したのは、真実性を確保できず、

判決執行における困難になりやすい。同時に、第一審の裁判所は、P2 が A から 3000 m² の土地を購入したと陳述した内容が真実であるか否か確認するために、P2 に紛争となった土地の現場に行き、その土地を測量し、その位置を確定するよう請求しなかった。これらの問題は、控訴審で解決できないことであるから、第一審の判決を破棄し、事件記録を引き渡し、法律の規定に基づいて第一審の再審理を行わせる必要がある。

[8] 当事者は控訴審の訴訟費用の前金を負担しない。

上述を踏まえて、

民事訴訟法の第 277 条 1 項に基づき、

決定

-コントゥム省人民裁判所による 2009 年 10 月 29 日付第一審の判決第 04/2009/DSST 号を破棄する。

-コントゥム省人民裁判所に対して事件記録を引き渡し、法律の規定に基づいて第一審の再審理を行わせる。

-当事者に控訴審の訴訟費用の前金を返還する。

控訴審の判決は審理を発表する日から法的効力を有する。

判例の内容

“ [3] トー・ティ T2 は結婚登録をせず、T1 と同棲していたが、1982 年にヴングタウに引越し、D と結婚し、子どももできたことを検討した上で、これまで T1 と T2 との事実上の婚姻関係が終了したため、相互に関連する権利義務を有しないため、第一審の判決に基づいて T2 が T1 の遺産を相続できないことは、妥当である。

[4] T2 が T1 との同棲を解消した後、T1 が 1985 年から死亡の時まで S と同棲し、子ども 1 名がいて、適法な共有財産を有することを検討した上で、第一審の判決は事実婚であるから、共有財産の所有持分、相続遺産を相続することができるかと認めるのは妥当である。 “